

官民連携まちづくりご担当者様

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

「まちづくり推進活動計画（エリアマネジメント計画）」のモデル地区の募集について

平素より、都市行政の推進に格別のご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年5月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに「まちづくり推進活動計画（エリアマネジメント計画）」制度（別添1）が創設されました。

今後、制度の活用に係るガイドラインの策定を予定しているところですが、本ガイドラインを実効性のあるものとするため、先進的にまちづくり推進活動計画の作成を目指す地区をモデル地区として、その検討を深めてまいりたいと考えております。

つきましては、下記のとおりモデル地区を募集いたしますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 募集対象

令和8年度中にまちづくり推進活動計画（エリアマネジメント計画）を作成する意向がある市町村

2 応募要件

以下（1）及び（2）の要件を満たすこと

（1）既に市町村都市再生協議会（別添2）が設置されている、又は今後同協議会を設置予定であり、令和8年度中にまちづくり推進活動計画を作成する意向があること。

（2）想定しているまちづくり推進活動計画の対象区域において、既に活動している都市再生推進法人が存在すること。

3 モデル地区

計画作成に係る取組について、モデル地区と国土交通省等との間で、計画制度や計画作成上の課題などについて適宜意見交換を行うことを想定しています。また、その取組内容等について、まちづくり推進活動計画制度に係るガイドラインにおいて紹介させていただくことを想定しています。

4 応募方法

応募様式（別紙※）に必要事項を記載の上、下記「7 応募先・問い合わせ先」まで提出してください。
※上記「別紙」をクリックいただくと、応募様式（Word ファイル）がダウンロードできます。

5 応募期限 **令和8年7月17日（金）17:00厳守**

6 選定方法

当該地区の取組の熟度や、他地区への展開可能性等をふまえ選定。

7 応募先・問い合わせ先

昭和株式会社（運営委託先）担当：中山（E-mail:yuta_nakayama [at] sho-wa.co.jp 電話：03-3590-2531）

*[at]を@に置き換えて送信してください。

8 国土交通省担当者連絡先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 担当：青山、麻野、赤坂

（E-mail：asano-k23z[at]mlit.go.jp、akasaka-k2jk[at]mlit.go.jp 電話：03-5253-8407（直通））

*[at]を@に置き換えて送信してください。

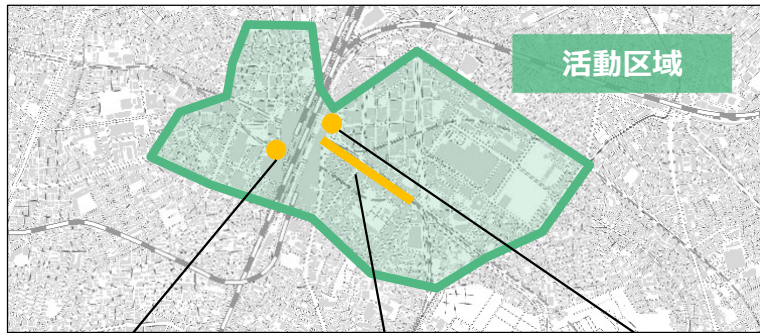
以上

- 特定のエリアにおいて、関係者が一体となって、社会課題の解決や地域価値の向上を図る**エリアマネジメント活動に関する計画**。
- 官民協調で取り組む事項や費用の負担方法、関係者の役割分担等を計画に定め、**活動の「見える化」を図る**ことにより、**関係者との協議の円滑化や財源・人材の確保を促進し、持続可能なエリアマネジメントを推進**。

【計画のイメージ】



- ①：協議会を組織できる者の例 ○
※市町村に対し、協議会の組織化の要請も可能
- ②：①の者が必要があると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者の例 ○



駅前広場の運営 道路空間の活用 広告事業の実施

エリアマネジメント活動について、官民協調で取り組む事項、費用の負担方法、関係者の役割分担等を設定

【策定主体】

市町村都市再生協議会
(構成員：市町村、都市再生推進法人、都市開発事業者、道路・公園管理者、公安委員会、公共交通事業者等)

【計画期間】

概ね5年～10年程度 (概ね5年ごとに評価等を実施)

【主な記載事項】

- ①活動区域 ②活動の基本的な方針 ③活動の内容及び実施主体
- ④活動に要する費用の負担の方法 ⑤活動のために講ずべき措置
- ⑥滞在者等の安全確保を図るために必要な措置
- ⑦活動の拠点となる施設等の整備及び管理に関する事項 ⑧計画期間

【活動に対する支援措置、特例措置】

関係者との協議の円滑化：官民協調で公共空間の活用等を推進

- ・道路の占用に向けた**歩行者利便増進道路**(ほこみち)の指定等の**手続のワンストップ化**
- ・都市公園の占用、飲食店、休憩所等の**公園施設の設置・管理に関する特例**
- ・エリア内の**附置義務駐車施設の集約化等に関する特例**

財源・人材の確保の促進：エリアマネジメントの自走化に向けた支援を強化

- ・計画に基づく業務に対する**都市開発資金の無利子貸付け**(エリアマネジメント融資)
- ・計画に基づく**活動に係る拠点施設等の整備等に対する民都機構による金融支援**
- ・活動の**自主財源を確保する収益施設整備に対する予算支援**(都市再生整備計画関連事業)

- まちづくりに関する計画*に関して必要な協議を行うため、**市町村ごとに設置することができる法定協議会**。
多様な関係者との協議を経ることにより、実効性を持った計画の作成が可能。
*「都市再生整備計画」、「立地適正化計画」（市町村が作成主体）、「まちづくり推進活動計画」（市町村都市再生協議会が作成主体）
- 既存の協議会を束ねて一つのものとしたり、合同開催や構成員の相互乗り入れ等による柔軟な運用も可能。

市町村都市再生協議会の構成員等

① 協議会を組織することができる者

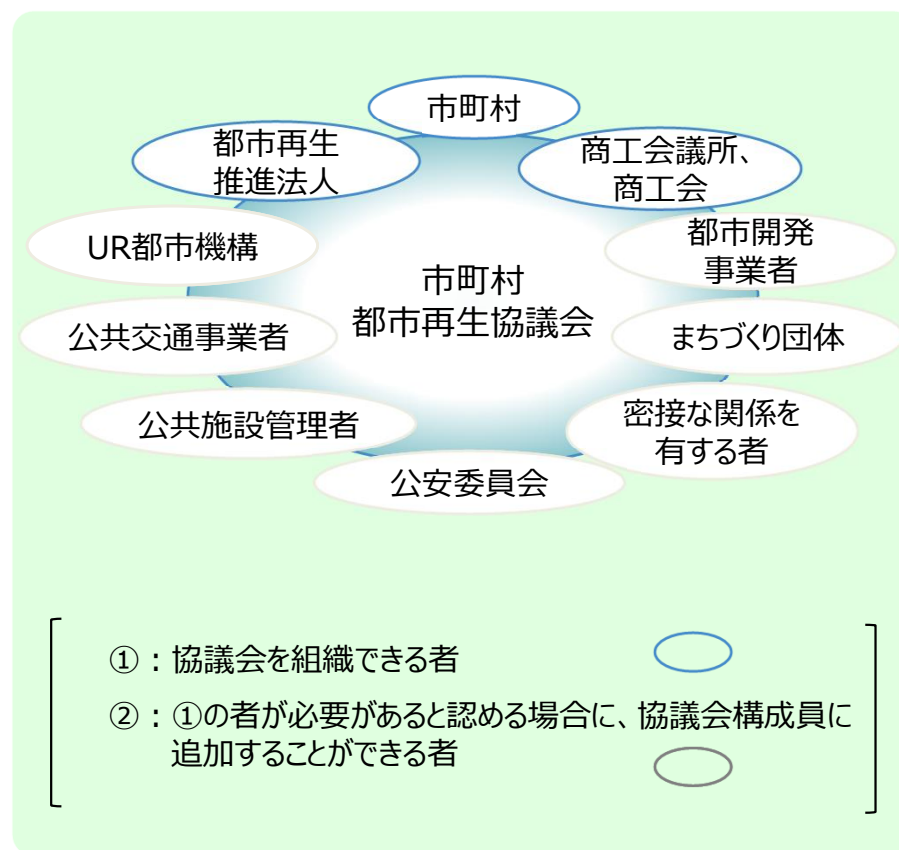
- ・ 市町村
- ・ 都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備推進法人、歴史的風致維持向上支援法人
- ・ 上記法人に準ずるNPO法人等（商工会又は商工会議所を含む）

② 構成員に加えることができる者

- ・ 関係都道府県、UR都市機構、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構
- ・ 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- ・ 関係公共交通事業者、関係公共施設管理者、関係公安委員会
- ・ まちづくり団体や福祉・医療関係者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者その他都市再生整備計画等に関し密接な関係を有する者

③ 協議会が協力を要請することができる者

- ・ 関係行政機関（都道府県や隣接市町村等）その他必要な者 等



今回改正のポイント

- 官民協調で作成する「まちづくり推進活動計画」の作成主体として、市町村都市再生協議会を位置づけ。
- 都市再生推進法人等の協議会を組織することができる者が、市町村長に対して、市町村都市再生協議会を組織するよう要請することが可能に。